

(5) 消しの日から五年を経過しない者

(6) 第三十四条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 法人が、保険業法第三百三十三条若しくは同法第一百三十四条の規定により同法第三条第一項の免許を取り消され、同法第二百五十九条若しくは第二百六十六条の規定により同法第一百八十五条第一項の免許を取り消され、同法第二百三十三条第一項若しくは第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により同法第二百七十二条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者若しくは管理人又は日本における代表者であつた者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その取消しの日から五年を経過しない者

(8) 保険業法第三百七十七条第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、同法第二百五十三条若しくは第二百三十一条の規定により解任を命ぜられた者

命ぜられた日本における代表者、同法第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

ト 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者

二 申請者が、共済事業を的確に遂行するため必要な基準として厚生労働省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。

三 申請者が、共済事業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。

四 申請者の行う労働災害等防止事業が、厚生労働省令で定める基準を満たすものであること。

五 他に行う事業が、共済事業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。

六 前条第二項第二号に掲げる書類に記載された事項が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 共済契約の内容に関するものでないことで不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

二 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

ホ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、共済の数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ヘ その他厚生労働省令で定める基準

七 申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の厚生労働省令で定める当

該申請者の関係者に対し特別の利益を与えるものであること。

八 申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして厚生労働省令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。

九 申請者が、その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この号において同じ。）について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該申請者の経理の状況その他の事情を考慮して、不當に高額なものとならないよう支給の基準を定め、当該基準を公表していること。

十 前各号に掲げるもののほか、共済契約者等の保護及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の効果的な防止のために必要な基準として厚生労働省令で定める基準

第二節 業務

（標識の掲示等）

第七条 共済団体は、厚生労働省令で定める様式の標識について、事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されるることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

（名義貸しの禁止）

第八条 共済団体は、自己の名義をもつて他人に共済事業を行わせてはならない。
（理事の資格等）

第九条 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定める者は、理事又は監事となることができない。

2 共済団体の常務に従事する理事は、他の共済団体又は会社の常務に従事する場合には、行政庁の承認を受けなければならない。

3 行政庁は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該申請に係る共済団体の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

(事業の範囲)

第十条 共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 共済団体は、前項の規定により行う事業のほか、他の事業を行ふことができない。ただし、当該共済団体が共済事業及び労働災害等防止事業を適正かつ確実に行なうにつき支障を及ぼすおそれがないと認められる事業について、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

3 第三条の認可の申請書に申請者が第一項の規定により行う事業以外の事業を行なう旨の記載がある場合において、当該申請者が当該認可を受けたときには、当該事業を行なうことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(資産運用の制限)

第十一条 共済団体は、共済掛金として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の厚生労働省令で定める方法によらなければならぬ。

2 共済団体は、厚生労働省令で定める資産については、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

3 前項に定めるところによるほか、共済団体の同一人（当該同一人と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ。）に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

4 共済団体が子会社その他の厚生労働省令で定める特殊の関係のある者（以下この項及び第三十三条第一項において「子会社等」という。）を有する場合には、当該共済団体及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する厚生労働省令で定める資産の運用の額は、合算して厚生労働省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

5 前項の「子会社」とは、共済団体がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権を有することができる事項の全部につき議決権を

行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。」をいう。以下この項において同じ。」の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、当該共済団体及びその一若しくは二以上の子会社又は当該共済団体の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該共済団体の子会社とみなす。

（業務運営に関する措置）

第十二条 共済団体は、その共済事業に係る業務に關し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明、当該業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取り扱い、当該業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。（特定関係者との間の取引等）

第十三条 共済団体は、その特定関係者（当該共済団体の子会社（第十一条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）その他の当該共済団体と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該共済団体の取引の通常の条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして厚生労働省令で定める取引又は行為

（無限責任社員等となることの禁止）

第十四条 共済団体は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。（苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十五条 共済団体は、共済事業に関し次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 共済契約者等からの苦情の処理の業務に從事する使用者その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置

二 共済契約者等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める

（子会社保有の制限）

第十六条 共済団体は、子会社を保有してはならない。ただし、行政方が、共済団体による子会社の保有について、当該共済団体の行う共済事業の健全かつ適切な運営又は共済契約者等の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでない。

第三節 経理
(業務報告書)

第十七条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政方に提出しなければならない。

2 前項の業務報告書の記載事項、提出期日その他同項の業務報告書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十八条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条 共済団体は、共済事業（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 共済団体は、共済事業に係る会計に関し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政方の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 共済事業に係る会計から他の事業に係る会計へ資金を運用すること。

二 共済事業に係る会計に属する資産を担保に供して他の事業に係る会計に属する資金を調達すること。

（事業費等の償却）

第二十条 共済団体は、当該共済団体の成立後の最初の五事業年度の事業費に係る金額その他厚生労働省令で定める金額を、貸借対照表の資産の部に計上することができます。この場合において、当該共済団体は、定款で定めるところによつて、当該計上した金額を当該共済団体の成立後十年以内に償却しなければならない。

（契約者割戻し）

第二十一条 共済団体は、契約者割戻し（共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として収受する金額を運用することによって得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程で定めている場合において、その分配を行つた場合に於ける）

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、共済団体の事務所において当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けるための基準として厚生労働省令で定める基準に従つて、その分配を行つた場合に於ける）

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、共済団体の事務所において当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けるための基準として厚生労働省令で定める基準に従つて、その分配を行つた場合に於ける）

2 前項の支払準備金の積立てに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四節 監督

（共済事業の種類等の変更）

第二十二条 共済団体は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産（次項において「株式等」という。）について、厚生労働省令で定めたところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てるしなければならない。

（区分経理等）

第十九条 共済団体は、共済事業（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 共済団体は、共済事業に係る会計に関し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政方の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 共済事業に係る会計から他の事業に係る会計へ資金を運用すること。

二 共済事業に係る会計に属する資産を担保に供して他の事業に係る会計に属する資金を調達すること。

（責任準備金）

第二十三条 共済団体は、毎事業年度末において、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

2 前項に定めるもののほか、共済契約を再共済に付した場合における当該共済契約に係る責任準備金の積立方法その他責任準備金の積立てに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支払準備金）

第二十四条 共済団体は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合において、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、支払準備金を積み立てなければならない。

第二十五条 共済団体は、第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところによ

<p>り、行政庁の認可を受けなければならぬ。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 共済団体は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>3 行政庁は、第一項の認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 第五条第一項第四号に掲げる事項 第六条 第二号、第三号、第六号からハまで、第七号、第八号及び第十号に掲げる基準</p> <p>二 第五条第一項第五号に掲げる事項 第六条 第四号、第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる基準</p> <p>三 第五条第一項第六号に掲げる事項 第六条 (共済規程に定めた事項の変更)</p>
<p>四 第五条第一項第六号に掲げる事項 第六条 (報告又は資料の提出)</p> <p>五 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。</p> <p>三 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。</p> <p>四 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。</p> <p>五 その他の厚生労働省令で定める場合に該当するとき。</p> <p>三 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要なと認めると認めるときは、共済団体に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>四 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要なと認めると認めるときは、その必要の限度において、当該共済団体がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。又は当該共済団体から業務の委託を受けた者に対し、当該共済団体の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を拒むことができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>五 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要なと認めると認めるときは、当該職員に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第二十八条 共済団体 (第四号に掲げる場合においては、共済団体又は届出に係る共済代理店(共済団体の委託を受けて、当該共済団体のために共済募集(共済契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下同じ。)を行う者(法</p>
<p>人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であつて、当該共済団体の社員又は役員若しくは使用人でないものをいう。同号及び第四章において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>一 第三条の認可を受けて共済事業を開始したとき。</p> <p>二 その子会社が子会社でなくなつたとき (第百八十四条において読み替えて準用する保険業法第八十四条の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)。</p> <p>三 行政庁は、共済団体に係る立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>四 第一条又は第二項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(健全性の基準)</p> <p>五 第三十一条 行政庁は、共済団体に係る次に掲げる額を用いて、共済団体の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めることができる。</p> <p>一 基金(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四百八号)第一百三十二条に規定する基金をいう。第四百七十七条第四項において同じ。)、準備金その他の厚生労働省令で定めるものの額の合計額</p> <p>二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額 (共済規程に定めた事項の変更命令)</p>
<p>2 行政庁は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>3 行政庁は、第一項の認可の申請があつたときは、第五条第二項第二号に掲げる書類に定めた事項について、第六条第六号イからハまでに掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>(定款の変更の認可)</p> <p>四 第二十九条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要なと認めると認めるときは、共済団体に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>五 第三十一条 行政庁は、共済団体に係る次に掲げる額を用いて、共済団体の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めることができる。</p> <p>一 第三十一条 行政庁は、共済団体が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止若しくは理事、監事若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第三条の認可を取り消すことができる。</p> <p>二 第六条第一号イからハまで、ホ又はヘに該当することとなつたとき。</p> <p>三 不正の手段により第三条の認可を受けたとき。</p> <p>四 法令、法令に基づく行政庁の処分又は第五条第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。</p> <p>五 当該認可に付された条件に違反したとき。</p> <p>六 公益を害する行為をしたとき。</p> <p>七 第三十五条 行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該共済団体に対し、その認可を取り消すことができる。</p> <p>(認可取消権)</p> <p>八 第三十六条 行政庁が前二条の規定により第三条の認可を取り消された場合においては、当該共済団体であつた者(次項及び第三項において「認可取消団体」という。)は、速やかに、他の共済団体との契約により、その業務及び財産の状況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ</p>

第三十五条	第三十四条 の前 の見 出	第三十四条 認可の取消し	業務の廃止		
第三十五条	第三十四条 第四号	第三条の認可 を取り消す	業務の廃止を命ずる		
第三十五条	第三十四条 処分又は第五 条第二項各号 に掲げる書類 に定めた事項 のうち特に重 要なもの	法令	又は法令		
第三十五条	第三条の認可 を取り消す	業務の廃止を命ずる	業務の廃止		

<p>第三十八条 事業において読用する保険業法第百四十二条</p> <p>4 共済契約管理団体が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政に届け出なければならない。</p> <p>一 共済事業を廃止したとき。 その共済契約管理団体</p> <p>二 合併により消滅したとき。 その共済契約管理団体の代表理事その他の代表者であつた者</p> <p>三 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人</p> <p>四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人</p> <p>五 全ての共済契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき。 その共済契約管理団体</p>	<p>共済事業（中小事業者が行う事業に從事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第二条第七項に規定する共済事業をいう。）に係る事業</p>										
<p>第五節 共済契約の移転等</p> <p>(共済契約の移転に係る保険業法の規定の準用)</p> <p>第三十七条 保険業法第二編第七章第一節（第百三十七条第一項ただし書及び第五項、第百四十四条第二項ただし書並びに第百四十一條を除く。）の規定は、共済団体の共済契約の移転について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">移転先会社</th> <th style="text-align: center;">移転先団体</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内閣総理大臣</td> <td style="text-align: center;">内閣府令</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行政庁</td> <td style="text-align: center;">厚生労働省令</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険契約者</td> <td style="text-align: center;">共済契約者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移転会社</td> <td style="text-align: center;">移転団体</td> </tr> </table>	移転先会社	移転先団体	内閣総理大臣	内閣府令	行政庁	厚生労働省令	保険契約者	共済契約者	移転会社	移転団体	<p>前項の規定により保険業法の規定を共済団体の共済契約の移転について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
移転先会社	移転先団体										
内閣総理大臣	内閣府令										
行政庁	厚生労働省令										
保険契約者	共済契約者										
移転会社	移転団体										

り、遅滞なく、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告しなければならない。

(合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等に関する特則)

第四十四条 共済団体が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百四十二条の合併をする場合(合併後存続する一般社団法人若しくは一般財團法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財團法人が共済団体である場合に限る。)における同法第二百四十六条第一項、第二百五十条第一項及び第二百五十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項及び厚生労働省令で定める事項」と、「その主たる事務所」とあるのは「各事務所」とする。

(合併の認可)

第四十五条 共済団体の合併(共済団体が合併後存続する場合又は共済団体を合併により設立する場合に限る。第四十七条第一項及び第二項において同じ。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 行政庁は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該合併が、共済契約者等の保護に照らして、適當なものであること。

二 当該合併が、共済団体相互の適正な競争關係を阻害するおそれのないものであること。

三 当該合併後存続する共済団体又は当該合併により設立する共済団体が、合併後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確實であること。

(みなし認可)

第四十六条 前条第一項の認可を受けて合併により設立される一般社団法人又は一般財團法人は、当該設立の時に第三条の行政庁の認可を受けたものとみなす。

(合併に係る保険業法の規定の準用等)

第四十七条 保険業法第二百六十五条の二十四(第九項を除く。)、第一百六十六条並びに第七十一条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)及び第二項の規定は、共済団体の合併について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

及び第七項において同じ。)

に同法第八十条（吸収準用する商業登記）（第三項）法第十八条及び第

法第十八条及び第十九条

法第十八条及び第十九条

<p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第二百四十八条、第二百五十二条及び第二百五十九条の規定は、前二項において読み替えて準用する保険業法第二百六十五条の二十四第一項に規定する合併共済団体については、適用しない。</p>
<p>4 第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第二百六十五条の二十四（第九項を除く。）の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。 (行政庁による清算人の選任及び解任)</p>
<p>第四十八条 行政庁は、共済団体が第四十一条の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第七号又は第二百二十二条第一項第六号に掲げる事由によつて解散したものであるときは利害関係人若しくは法務大臣の請求により又は職権で、同法第二百九十三条第一項の規定により清算人となる者がないとき及び共済団体が同法第二百六十二条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつたものであるときは利害関係人の請求により又は職権で、清算人を選任する。</p>
<p>5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九十三条第二項から第四項までの規定は、共済団体については、適用しない。</p>
<p>3 次に掲げる者は、清算をする共済団体の清算人となることができない。</p>
<p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p>
<p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定める者</p>
<p>4 共済団体に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九十三条第五項において準用する同法第六十五条第一項第三号の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「中小事業主が行う事業に從事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律、この法律」とする。</p>
<p>5 行政庁は、第一項又は第七項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から清算に係る一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「清算共済団体」という。）を代表する清算人を定めることができる。</p>

6 清算人（行政庁が選任した者を除く。）は、その就職の日から二週間以内に次に掲げる事項を行政庁に届け出なければならない。

一 解散の事由（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百六条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた清算共済団体にあっては、その旨）及びその年月日

二 清算人の氏名及び住所

7 行政庁は、共済団体の清算の場合において、重要な事由があると認めるときは、清算人を選任することができる。この場合において、行政庁は、清算人を選任することができる。

8 共済団体の清算の場合における一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第二項から第四項までの規定により裁判所」とあるのは、「行政庁」と、同条第三項中「清算人」とあるのは、「清算人（行政庁が選任した者を除く。）」とする。

9 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百二十六条第一項及び第三百二十七条第一項の規定は、行政庁が選任した清算人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第七項の規定により行政庁が清算人を解任する場合においては、行政庁は、清算共済団体の主たる事務所の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

（行政庁の選任する清算人の報酬）

2 前項の報酬の額は、行政庁が定める。（決算書類等の提出）

第五十条 清算共済団体の清算人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百二十五条第三項、第二百三十条第二項又は第二百四十五条第三項の規定により社員総会又は評議員会においてこれらの規定に規定するものについて承認を得たときは、遅滞なく、これらの規定に規定するもの（電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、厚生労働省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面）を行政庁に提出しなければならない。（解散後の共済契約の解除）

第五十一条 共済団体が、第四十一条の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。その他の政令で定める者をいう。次項及び附則第五条

号若しくは第七号若しくは第二百二条第一項第四号若しくは第六号に掲げる事由によつて解散したとき又は同条第二項若しくは第三項の規定によつて解散したときは、共済契約者は、将来に向かって共済契約の解除をすることができない。三号若しくは第六号に掲げる事由によつて解散したとき又は同条第二項若しくは第三項の規定によつて解散したときは、共済契約者は、将来に向かって共済契約の解除をすることができない。

2 前項の場合において、共済契約者が同項の規定による共済契約の解除をしなかつたときは、被共済者のために積み立てた金額、未経過期間当該共済契約は、解散の日から三月を経過した日にその効力を失う。

3 前二項の場合においては、清算共済団体は、被共済者のために積み立てた金額、未経過期間（共済契約に定めた共済期間のうち、当該共済契約が解除され、又は効力を失つた時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する共済掛金その他厚生労働省令で定める金額を共済契約者に払い戻さなければならない。（債権申出期間中の弁済の許可）

第五十二条 共済団体の清算の場合における一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十四条の規定の適用については、同条第二項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」とする。（清算の監督命令）

2 第二十九条第一項及び第三十条第一項、第一項において、必要があると認めるときは、当該清算共済団体に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。

第五十三条 行政庁は、共済団体の清算の場合において、必要があると認めるときは、当該清算共済団体を行なう共済募集を行う共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査委員及び監査委員を除く。）若しくは使用者（以下この項において同じ。）が行なう共済募集について、同法第二百九十四条第一項の規定は共済団体又は共済募集人が行なう当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について、同法第三項の規定は所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人について、同法第二百九十四条の二の規定は共済団体又は共済募集人が行なう当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について、同法第二百九十四条の三第一項の規定は所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店が行なう共済募集について、同法第三百条の規定は共済団体又は共済募集人が行なう当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について、同法第三百一条の規定は共済募集人が行なう当該共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査委員を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用者（以下この項において同じ。）が行なう共済募集について、同法第三百二条及び第三百七条第一項の規定は共済募集人が行なう当該共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査委員を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用者（以下この項において同じ。）が行なう共済募集について、同法第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済募集について、同法第三百十一条の規定は共済募集人について、同法第三百十一條の規定は共済募集人について、同法第三百一条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（共済募集の制限）

第四章 共済募集

第五十四条 共済団体の社員若しくは役員（代表権を有する役員及び監事を除く。）若しくは使用者又は第二十八条第四号の届出がなされた共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査委員を除く。以下この項において同じ。）のための共済募集の代理又は媒介（共済代理店である銀行等の政令で定める者をいう。）その他の政令で定める特殊の関係のある者が当該保険契約者と内閣府令で定めた

において同じ。）又はその役員若しくは使用者にあつては、共済契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として厚生労働省令で定める場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、第百八十二条第四号の届出を行つて共済募集を行うことができる。

2 前項の規定により保険業法の規定を適用する場合においては、次の表の中欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

内閣総理大臣	共済掛金
号	被保険者
第二特種保険募集人	共済代理店
第二項	被保険者
第三項	被保険者
第四項	被保険者
第五項	被保険者
第二百八十三条第一項	被保険者
第二百八十四条第一項	被保険者
第二百八十五条第一項	被保険者
第二百八十六条第一項	被保険者
第二百八十七条第一項	被保険者
第二百八十八条第一項	被保険者
第二百八十九条第一項	被保険者
第二百九十一条第一項	被保険者
第二百九十二条第一項	被保険者
第二百九十三条第一項	被保険者
第二百九十四条第一項	被保険者
第二百九十五条第一項	被保険者
第二百九十六条第一項	被保険者
第二百九十七条第一項	被保険者
第二百九十八条第一項	被保険者
第二百九十九条第一項	被保険者
第二百三十条第一項	被保険者
第二百三十一条第一項	被保険者
第二百三十二条第一項	被保険者
第二百三十三条第一項	被保険者
第二百三十四条第一項	被保険者
第二百三十五条第一項	被保険者
第二百三十六条第一項	被保険者
第二百三十七条第一項	被保険者
第二百三十八条第一項	被保険者
第二百三十九条第一項	被保険者
第二百四十条第一項	被保険者
第二百四十二条第一項	被保険者
第二百四十三条第一項	被保険者
第二百四十四条第一項	被保険者
第二百四十五条第一項	被保険者
第二百四十六条第一項	被保険者
第二百四十七条第一項	被保険者
第二百四十八条第一項	被保険者
第二百四十九条第一項	被保険者
第二百五十条第一項	被保険者
第二百五十一条第一項	被保険者
第二百五十一条第二項	被保険者
第二百五十一条第三項	被保険者
第二百五十一条第四項	被保険者
第二百五十一条第五項	被保険者
第二百五十一条第六項	被保険者
第二百五十一条第七項	被保険者
第二百五十一条第八項	被保険者
第二百五十一条第九項	被保険者
第二百五十一条第十項	被保険者
第二百五十一条第十一項	被保険者
第二百五十一条第十二項	被保険者
第二百五十一条第十三項	被保険者
第二百五十一条第十四項	被保険者
第二百五十一条第十五項	被保険者
第二百五十一条第十六項	被保険者
第二百五十一条第十七項	被保険者
第二百五十一条第十八項	被保険者
第二百五十一条第十九項	被保険者
第二百五十一条第二十項	被保険者
第二百五十一条第二十一項	被保険者
第二百五十一条第二十二項	被保険者
第二百五十一条第二十三項	被保険者
第二百五十一条第二十四項	被保険者
第二百五十一条第二十五項	被保険者
第二百五十一条第二十六項	被保険者
第二百五十一条第二十七項	被保険者
第二百五十一条第二十八項	被保険者
第二百五十一条第二十九項	被保険者
第二百五十一条第三十項	被保険者
第二百五十一条第三十一項	被保険者
第二百五十一条第三十二項	被保険者
第二百五十一条第三十三項	被保険者
第二百五十一条第三十四項	被保険者
第二百五十一条第三十五項	被保険者
第二百五十一条第三十六項	被保険者
第二百五十一条第三十七項	被保険者
第二百五十一条第三十八項	被保険者
第二百五十一条第三十九項	被保険者
第二百五十一条第四十項	被保険者
第二百五十一条第四十一項	被保険者
第二百五十一条第四十二項	被保険者
第二百五十一条第四十三項	被保険者
第二百五十一条第四十四項	被保険者
第二百五十一条第四十五項	被保険者
第二百五十一条第四十六項	被保険者
第二百五十一条第四十七項	被保険者
第二百五十一条第四十八項	被保険者
第二百五十一条第四十九項	被保険者
第二百五十一条第五十項	被保険者
第二百五十一条第五十一項	被保険者
第二百五十一条第五十二項	被保険者
第二百五十一条第五十三項	被保険者
第二百五十一条第五十四項	被保険者
第二百五十一条第五十五項	被保険者
第二百五十一条第五十六項	被保険者
第二百五十一条第五十七項	被保険者
第二百五十一条第五十八項	被保険者
第二百五十一条第五十九項	被保険者
第二百五十一条第六十項	被保険者
第二百五十一条第六十一項	被保険者
第二百五十一条第六十二項	被保険者
第二百五十一条第六十三項	被保険者
第二百五十一条第六十四項	被保険者
第二百五十一条第六十五項	被保険者
第二百五十一条第六十六項	被保険者
第二百五十一条第六十七項	被保険者
第二百五十一条第六十八項	被保険者
第二百五十一条第六十九項	被保険者
第二百五十一条第七十項	被保険者
第二百五十一条第七十一項	被保険者
第二百五十一条第七十二項	被保険者
第二百五十一条第七十三項	被保険者
第二百五十一条第七十四項	被保険者
第二百五十一条第七十五項	被保険者
第二百五十一条第七十六項	被保険者
第二百五十一条第七十七項	被保険者
第二百五十一条第七十八項	被保険者
第二百五十一条第七十九項	被保険者
第二百五十一条第八十項	被保険者
第二百五十一条第八十一項	被保険者
第二百五十一条第八十二項	被保険者
第二百五十一条第八十三項	被保険者
第二百五十一条第八十四項	被保険者
第二百五十一条第八十五項	被保険者
第二百五十一条第八十六項	被保険者
第二百五十一条第八十七項	被保険者
第二百五十一条第八十八項	被保険者
第二百五十一条第八十九項	被保険者
第二百五十一条第九十項	被保険者
第二百五十一条第九十一項	被保険者
第二百五十一条第九十二項	被保険者
第二百五十一条第九十三項	被保険者
第二百五十一条第九十四項	被保険者
第二百五十一条第九十五項	被保険者
第二百五十一条第九十六項	被保険者
第二百五十一条第九十七項	被保険者
第二百五十一条第九十八項	被保険者
第二百五十一条第九十九項	被保険者
第二百五十一条第一百項	被保険者
第二百五十一条第一百一項	被保険者
第二百五十一条第一百二項	被保険者
第二百五十一条第一百三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者
第二百五十一条第一百十二項	被保険者
第二百五十一条第一百十三項	被保険者
第二百五十一条第一百四項	被保険者
第二百五十一条第一百五項	被保険者
第二百五十一条第一百六項	被保険者
第二百五十一条第一百七項	被保険者
第二百五十一条第一百八項	被保険者
第二百五十一条第一百九項	被保険者
第二百五十一条第一百十項	被保険者
第二百五十一条第一百十一項	被保険者

(共済契約の移転等に係る公告の期間)

第六十条 共済団体は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までの間、継続して当該各号に規定する方法による公告をしなければならない。

一 第三十七条において読み替えて準用する保険業法第一百三十七条第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法によりするとき。当該公告に付記した異議を述べることができる期間を経過する日。

二 次に掲げる公告を一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十二条第一項第三号又は第四号に掲げる方法によりするとき。当該公告の開始後一月を経過する日。

イ 第三十七条第一項、第三十九条又は第四十七条第一項及び第二項においてそれぞれ読み替えて準用する保険業法第一百四十条第一項、第二項、第三項又は第六十条第一項又は第六十六条第一項の規定による公告

禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第三条の認可を受けたと

き。

二 第八条の規定に違反して、他人に共済事業を行わせたとき。

三 第六十六条次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条第一項又は第三十四条(これら

の規定を第三十六条第三項の規定によりみなし

て適用する場合を含む。以下この号において同じ)の規定による質問に対しして答弁をせ

ず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの

規定向による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

したとき。

二 第五十七条第一項の規定により第三条の規

定による認可に付した条件に違反したとき。

三 第五十七条次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反して、同項に

規定する書類若しくは電磁的記録を提出せ

ず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に

記載し、若しくは記録すべき事項を記載せ

ず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載

若しくは記録をしてこれらの書類若しくは電

磁的記録を提出したとき。

二 第十八条第一項の規定に違反して、同項に

規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しく

は同条第三項の規定に違反して、同条第二項

に規定する電磁的記録に記録された情報を電

磁的方法により不特定多数の者が提供を受け

ることができる状態に置く措置として厚生労

働省令で定めるものをとらず、又はこれらの

規定に違反して、これらの書類に記載すべき

事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし

て、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録

に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽

の記録をして、電磁的記録に記録された情報

を電磁的方法により不特定多数の者が提供を

受けることができない状態に置く措置をとった

とき。

三 第二十九条第一項又は第二項(これらの規

定を第三十六条第三項の規定によりみなして

適用する場合を含む。)の規定による報告若

しくは資料の提出をしたとき。

四 第三十条第一項若しくは第二項(これらの規

定を第三十六条第三項の規定によりみなし

て適用する場合を含む。以下この号において

同じ)の規定による質問に対しして答弁をせ

ず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの

規定向による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

したとき。

五 第五十三条第一項の規定による命令に違反

したとき。

六 第五十三条第二項において準用する第二十

九条第一項の規定による報告若しくは資料の

提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の

提出をしたとき。

七 第五十三条第二項において準用する第三十

一条第一項の規定による質問に対しして答弁をせ

ず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

したとき。

八 第五十三条第一項において読み替えて準用

する保険業法第三百六条の規定による命令に

違反したとき。

九 第五十五条第一項の申請書又は同条第二項の

書類に虚偽の記載をして提出したとき。

一 第五十四条第一項の規定に違反して、共済

募集を行つたとき。

二 第五十五条第一項の規定に違反して、同

業法第三百条第一項の規定に違反して、同

項第一号から第三号までに掲げる行為をした

とき。

三 第五十五条において読み替えて準用する保

険業法第三百七条第一項の規定による共済募

集の停止の命令に違反したとき。

四 第五十五条において読み替えて準用する保

険業法第三百七条第一項の規定による共済募

集の停止の命令に違反したとき。

五 第五十五条において読み替えて準用する保

険業法第三百三条の規定に違反して、帳簿書

類を備えず、これに同条に規定する事項を記

載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれ

を保存しなかつたとき。

報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百五条第一項の規定による質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百六条の規定による命令に違反したとき。

六 第五十五条第一項において読み替えて準用する保険業法第三百六条第一号から第四号まで二億円以下の罰金刑

以下)の罰金刑

三 第六十五条、第六十六条第二号、第六十七

条第五号から第七号まで、第六十八条又は前

条各本条の罰金刑

四 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人

がその訴訟行為につきその法人でない社団又は

財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者

とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

一 第六十六条第一号(三億円以下の罰金刑

二 第六十七条第一号から第四号まで二億円

以下の罰金刑

三 第六十五条、第六十六条第二号、第六十七

条第五号から第七号まで、第六十八条又は前

条各本条の罰金刑

四 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人

がその訴訟行為につきその法人でない社団又は

財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者

とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

二 第六十七条第一号から第四号まで二億円

以下の罰金刑

三 第六十五条、第六十六条第二号、第六十七

条第五号から第七号まで、第六十八条又は前

条各本条の罰金刑

四 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人

がその訴訟行為につきその法人でない社団又は

財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者

とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

一 第六十六条第一号(三億円以下の罰金刑

二 第六十七条第一号から第四号まで二億円

以下の罰金刑

三 第六十五条、第六十六条第二号、第六十七

条第五号から第七号まで、第六十八条又は前

条各本条の罰金刑

四 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人

がその訴訟行為につきその法人でない社団又は

財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者

とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

一 第九条第二項の規定に違反して、他の共済団体又は会社の常務に従事したとき。

二 第十条第二項の規定に違反して、他の事業を行ったとき。

三 第十四条の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となつたとき。

四 第二十二条の規定に違反して、同条第一項の価格変動準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

五 第二十三条又は第二十四条の規定に違反して、責任準備金又は支払準備金を積み立てなかつたとき。

六 第二十五条第一項の規定による認可を受けないで、同項に規定する事項の変更をしたとき。

七 第二十五条第二項の規定による届出をしなかつたとき。

八 第二十六条第一項の規定による認可を受けないで、同項に規定する書類に定めた事項の変更をしたとき。

九 第二十六条第二項の規定による届出をしなかつたとき。

十 第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第三十二条の規定による命令に違反したとき。

十二 第三十三条第一項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めるなどを含む。）に違反したとき。

十三 第三十七条において読み替えて準用する保険業法第二百三十六条（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反して、共済契約の移転の手続をしたとき。

十四 第三十七条又は第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第二百三十六条の二第一項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第六十六条第二項の規定に違反して、書類又は書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

十五 第三十七条又は第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第二百三十六条の二第二項（第三十六条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第六十六条第二項の規定に違反して、書類又は書面若しくは電磁的記録を提出せず、又は当該書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をして、これらを提出したときたとき。

第六十条

第七十二条

第八十二条

第九十二条

第一百零二条

第一百一十二条

第一百三十二条

第一百四十二条

第一百五十二条

第一百六十二条

第一百七十二条

第一百八十二条

第一百九十二条

第一百一〇二条

しの目前三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者 第六条第一号へ
 (4) 五 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第一百三十三条の規定により解任を命ぜられた理事又は監事で、その処分の日から五年を経過しない者 第六条第一号へ (5)

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 (検討)

第五条 政府は、第五十四条第一項及び第二項の規定により銀行等が行う共済募集の状況を踏まえ、共済契約者等の一層の保護の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条 第十九条及び第二十条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。